

茨城工業高等専門学校研究生規則

〔昭和 57 年 10 月 1 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 茨城工業高等専門学校学則第 54 条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学科において研究する場合
 - イ 高等専門学校を卒業した者
 - ロ 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者
- (2) 専攻科において研究する場合
 - イ 高等専門学校専攻科を修了した者
 - ロ 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、原則として、4 月又は 10 月とする。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて校長に願出なければならない。

- (1) 研究生入学願書（茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書（本校所定のもの）

(入学者の許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までに所定の誓約書を提出しなければならない。

(指導教員)

第 6 条 研究生に対しては、指導教員を定める。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は、6 ヶ月以上 1 年以内とする。ただし、研究生の願出により、校長が必要と認めるときは、1 年に限り、その期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書きにより、研究期間を延長しようとするときは、本校所定の延長願を期間満了前までに、校長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定により研究期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料の納付)

第 8 条 研究生の授業料は、所定の期日までに、研究期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、学期ごとの期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

- 2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業)

第 9 条 研究生は、指導教員の指導により、校長が必要と認めるときは、授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

2 研究生の希望により、研究証明書を交付することができる。

(特別費用)

第11条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(授業料等の額)

第12条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における規則に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(他の業務への従事)

第13条 研究生が他の業務に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 本規則に違背した者又は疾病その他止むを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(他の規則等の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則等の学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 昭和58年度内の入学に係る検定料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 昭和59年度前期の入学に係る授業料の額は、改正後の同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 昭和60年度内の入学に係る入学料及び検定料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

2 昭和61年度入学に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、昭和62年10月1日から施行し、昭和62年6月26日から適用する。

2 昭和62年度入学に係る入学料及び検定料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、授業料の額は平成元年度に限り、前期にあつては、月額8,300円とする。

附 則

1 この規則は、平成元年6月20日から施行し、平成元年6月5日から適用する。

2 平成元年度の入学者に係る入学料及び検定料の額は、改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年 3 月 31 日以後引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成 3 年 4 月 1 日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年度内の入学に係る検定料の額は、改正後の第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年度内の入学者に係る入学料の額は、改正後の第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、「18,000 円」とする。

附 則

この規則は、平成 4 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 2 月 6 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 11 日から施行する。